塩の里　食事処出店者募集要項

１．募集の趣旨

塩の里は大池高原や鹿塩温泉などへの観光客や地元の方への食事の提供を行ってきましたが、先の出店者との契約が7月をもって終了したため、新たな出店者の募集を行います。

２．施設の概要

(1)施設の所在　大鹿村大字鹿塩364-1

(2)施設構造　　木造1階建　132.49㎡

(3)施設所有者　大鹿村

(4)契約予定　　村と出店者との協議により決定する

３．出店者募集概要

(1)出店にあたって、小規模飲食販売店を想定し、調理行為を伴う飲食物を提供していただきます。(単に土産品等の小売のみを行なう業態は対象外とします。)

(2) 販売飲食物の製造にあたっては、可能な限り村内産物を原材料とし、地元食材のPRを行うとともに、特色あるメニューを提供していただきます。

(3)風俗営業等規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定される「風俗営業」業種は、出店できません。

(4)暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団密接関係者等、反社会的勢力の出店はできません。

４．応募者の参加資格

応募者は、以下の要件を全て満たすこととします。

(1)大鹿村商工会に加入または、加入見込の者であること。

(2)公租公課を完納していること。

(3)その販売に必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。申込時点で必要な許可及び免許が無い者は、令和8年度中に取得する見込であること。

５．契約条件等

(1)契約の相手　 大鹿村

(2)賃料　　　　 月額　25,000円

　　　　　　　　（年300,000円）

(3)直接経費

施設における電気、ガス、水道、電話料は賃借人が使用する分について負担していただきます。

(4) その他事項

① 出店者及びその従業員には、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを全てしていただきます。

② 契約者の直営とします。(賃借権等の第三者への譲渡は認めません。)

③ 従業員、パート職員等の雇用については、可能な限り大鹿村民を優先してください。

④ 本要項の条件を遵守できない者、または賃料等の滞納があった場合は管理者の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。

⑤ 営業時間及び営業形態等の詳細については村と協議して決定していただきます。

⑥ 出店者の責に帰する事由により、建物や内装及び備品等を汚損、破損した場合は出店者の負担により原状に回復していただきます。

⑦ 経年による施設の修繕が必要な場合は、村が負担します。

⑧ 施設の改築が必要な場合は、村の許可を受けたうえで賃借人が行い、退去時に原状復旧してください。（ただし、状況に応じて村が原状のままで良いと判断した場合は、この限りではありません。）

⑨ 備品の購入については、出店者が負担してください。

⑩ 村所有の備品の修理は出店者が負担してください。

⑪ 村所有の備品の更新については、村が7割、出店者が3割負担とします。

⑫ 施設及び備品に関する損害保険料は村が負担します。ただし、出店者が購入した備品は含みません。

⑬ 出店者と協議の上施設リフォームを行います。

⑭ その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、村及び出店者の協議により定めることとします。

(5)使用許可の取り消し

　次の各号に該当するときには、使用許可を取り消すことがある。また、使用許可を取り消した場合でも、出店者は村に対し、一切の補償を請求することはできない。

1. 光熱水費の支払いを怠った場合
2. 天変地異等により営業場所が使用不能になった場合
3. 出店者が応募条件に違反した場合
4. 使用許可後に虚偽の表明及び違反が判明した場合
5. その他、法律、法令、公序良俗に反する行為があった場合

６．応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

(1)応募書類

(ア)出店申込書(様式1)

(イ)出店事業計画書(様式2)

(ウ)営業方針等(様式3)

(エ)会社(店)概要書(様式4)

(オ)暴力団等に該当しない旨の誓約書

(カ)住民票

(キ)法人登記事項証明(法人の場合)

(ク)所得税または法人税(法人の場合)及び市町村税の納税証明書

※提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、出店者選定関係以外の目的には一切使用しません。

(2)応募期間

令和7年9月1日(月)～令和7年11月28目(金)

土日祝日を除く午前9時～午後5時まで(郵送の場合は当日消印有効)

(3)提出先及び問い合わせ先

大鹿村役場　産業建設課　農林振興係

電話0265-39-2001　FAX0265-39-2269

7.選定関係

(1)選定方法

・出店者の選定は提出された書類による1次審査を行います。

・1次審査通過者については、別に組織する選定委員会においてプレゼン方式による2次審査を行い、事業者を選定します。

・2次審査の日程及び内容の詳細については1次審査通過者に対して別途通知します。

(2)選定の結果について

・選定の結果については、2次審査参加者に通知するものとします。

※選定の内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

(3)選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、出店者の特定を取り消します。

(ア)応募書類の内容に虚偽の記載があった場合

(イ)応募者の参加資格を満たさなくなった場合

(ウ)その他出店者として不適格な事項が認められた場合